

国民健康保険税の税率、税額が変わります

問合せ 国保年金課国保係

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となりますが、県国民健康保険運営方針において標準的な保険料（税）の算定方式が3方式となったことから、市においても国民健康保険税の算定方式を4方式から3方式に見直すこと（資産割額算定税率の廃止）になりました。

なお、市国民健康保険の税率・税額は、県が新たに示した市町村標準保険料率を参考に、右のとおり決定しました。

区 分		改正前 (4方式)	改正後 (3方式)
医療分	所得割額算定税率	5.1%	5.6%
	資産割額算定税率	10%	—
	被保険者均等割額	26,600円	24,400円
	世帯別平等割額	23,300円	17,500円
後期分	所得割額算定税率	1.4%	1.8%
	資産割額算定税率	4%	—
	被保険者均等割額	5,400円	9,300円
	世帯別平等割額	4,800円	6,500円
介護分	所得割額算定税率	1.1%	1.2%
	資産割額算定税率	2%	—
	被保険者均等割額	7,800円	8,400円
	世帯別平等割額	4,800円	4,300円

※平等割額は、特定世帯は2分の1を乗じて得た額とし、また、特定継続世帯は4分の3を乗じて得た額とします。

愛知の 4月10日は 新たまねぎの日

愛知県のタマネギは2月ごろから、碧南市は3月下旬ごろから出荷し始めます。出荷のピークを迎えるこの時期と41（良い）0（タマネギ）をかけて、4月10日は「愛知の新たまねぎの日」と制定されました。新タマネギはみずみずしくて辛みが少なく、サラダなどに適しています。



J A あいち中央碧南玉葱部会の寄付により、4月13日(金)に市内の保育園、幼稚園、小中学校でタマネギを使った給食が出されます。

【愛知の新たまねぎの日記念イベント】

是非お越しください。

とき 4月8日(日) 9時～14時

ところ あおいパーク

内容 サラダたまねぎの試食、詰め放題など

問合せ 農業水産課農政振興係

入院時の1食当たりの食事代が変わります



平成30年4月から、入院時の1食あたりの食事代が360円から460円に変わります。住民税非課税世帯の人は、入院する際に医療機関窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「食事療養標準負担額減額認定証」を提示することにより、食事代が減額されます。証が必要な人は、国保年金課窓口で申請をしてください。

30年4月以降の入院時の1食あたりの食事代

住民税課税世帯		460円
①住民税非課税世帯 (70歳以上で低所得Ⅱの人)	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
②住民税非課税世帯 (70歳以上で低所得Ⅰの人)		100円

※①は世帯主および世帯員全員が住民税非課税の世帯の人で、②は①に該当し、各世帯員の所得金額が一定の基準を満たす人です。

問合せ 国保年金課国保係